

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和4年7月26日

評価者：民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎港コンテナターミナル関連施設
指定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可等に関する業務 ・施設の保守管理・軽易工事等に関する業務 ・ポートセールスに関する業務 ・その他の業務（安全管理・施設利用者との調整など）
指定管理者	名称：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 代表者：横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 人見 伸也 住所：横浜市西区みなとみらい2-3-1 電話：045-680-6583
所管課	港湾局川崎港管理センター港営課（電話:287-6029）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等																																																								
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>○ コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）における実績</p> <p>（1）コンテナ取扱貨物量</p> <p>※指定管理者事業報告書より抜粋</p> <p>※TEU……コンテナの個数を数える単位で、20 フィートコンテナに換算した個数のこと</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">前回の 指定管理 期間</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28年度</td> <td style="text-align: right;">100,183TEU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H29年度</td> <td style="text-align: right;">120,270TEU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H30年度</td> <td style="text-align: right;">135,120TEU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R1（H31）年度</td> <td style="text-align: right;">152,833TEU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R2年度</td> <td style="text-align: right;">161,027TEU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R3年度</td> <td style="text-align: right;">127,016TEU</td> </tr> </table> <p>（2）利用料金収入等</p> <p>※指定管理者事業報告書より抜粋し（税抜）、千円未満は四捨五入</p> <p>※H28年度～H29年度は指定管理料で運営</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">前回の 指定管理 期間</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28年度</td> <td style="text-align: right;">59,280千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H29年度</td> <td style="text-align: right;">60,763千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H30年度</td> <td style="text-align: right;">346,274千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R1（H31）年度</td> <td style="text-align: right;">368,420千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R2年度</td> <td style="text-align: right;">376,373千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R3年度</td> <td style="text-align: right;">341,547千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">↓ 利用料金納付金制</p> <p>○ 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症による世界的に続く海上コンテナ輸送の混乱、国内外の工場の生産停止・縮小の影響などによ</p>	前回の 指定管理 期間	{					H28年度	100,183TEU			H29年度	120,270TEU			H30年度	135,120TEU			R1（H31）年度	152,833TEU			R2年度	161,027TEU			R3年度	127,016TEU	前回の 指定管理 期間	{					H28年度	59,280千円			H29年度	60,763千円			H30年度	346,274千円			R1（H31）年度	368,420千円			R2年度	376,373千円			R3年度	341,547千円
前回の 指定管理 期間	{																																																									
		H28年度	100,183TEU																																																							
		H29年度	120,270TEU																																																							
		H30年度	135,120TEU																																																							
		R1（H31）年度	152,833TEU																																																							
		R2年度	161,027TEU																																																							
		R3年度	127,016TEU																																																							
前回の 指定管理 期間	{																																																									
		H28年度	59,280千円																																																							
		H29年度	60,763千円																																																							
		H30年度	346,274千円																																																							
		R1（H31）年度	368,420千円																																																							
		R2年度	376,373千円																																																							
		R3年度	341,547千円																																																							

		<p>り、コンテナ取扱貨物量が減少した。また、貨物量の減に伴う荷さばき地や荷役機械等の利用の減少により、利用料金収入も同様に減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾運営会社に指定された横浜川崎国際港湾(株)と、ターミナル運営に実績のある川崎臨港倉庫埠頭(株)が結成した共同事業体が行う指定管理としては第3期目であったが、川崎臨港倉庫埠頭(株)の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、密に調整を図ることで、施設の整備と並行しながらも、荷役効率を損なうことなく、円滑にターミナル運営を行った。 ○ 日常的な管理運営業務は、基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づいて適正に執行されている。 ○ 指定管理者のターミナル運営に関しては苦情等を受け付けていない。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間6千件を超える施設の利用許可を適切に行い、料金徴収においても全件、確実に収納した。 ○ コロナ禍においても、施設の保守管理を適切に行ったほか、軽易工事に関する令和3年度の支出を令和2年度より約470万円増額させるなど、設備の老朽化に対応した施設管理を、当初の期待水準以上に迅速かつ積極的に行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症の難しい状況下においても、貨物誘致などポートセールスを積極的に行い、外内航の定期航路網を維持した。 ○ 令和3年度におけるコンテナ取扱貨物量は、令和3年度の目標であった16万TEUに対して、127,016TEUとなったが、これは新型コロナウイルス感染症による世界的に続く海上コンテナ輸送の混乱、国内外の工場の生産停止・縮小の影響などによるものであり、指定管理者の努力に因らない事情であるが、効率的かつ効果的な管理運営及び川崎港戦略港湾推進協議会等と連携した新規荷主獲得に向けた荷主等への川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客に対しての利用活動に資する取組を行い、顧客との信頼関係を維持しながら、ポートセールス活動を行った。 ○ コンテナ取扱貨物量の減少に伴い、荷さばき地や荷役機械の利用が減ったことから、令和3年度の利用料金収入が前年度を約9%下回る34,793千円の減収となったが、減少率は取扱貨物量の減少率(約21%)と比較して2分の1程度に留めており、収入の確保としては妥当な対応を行った。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今期は、荷役機械の更新やゲートの大規模補修と並行して運営を行う困難さがあったが、工事が輻輳する中、ターミナルの状況を十分に把握し、本市の関係部署及び利用者との情報共有を密に行ったことで、施設の利用に特段影響を及ぼすことなく運営することができた。 ○ 緊急連絡網を毎年度更新し、台風等の災害時や事故発生時の迅速な情報共有を行うために活用することができた。また、台風の影響が見込まれる場合は、指定管理者が主体となって台風対策会議を開催し、対応・対策を講じた。 ○ 事故等の発生時においては、現場対応及び関係者への情報提供を適切に行い、事故後は再発防止のための原因調査や協議を利用者と協力して行うことで、フォロー体制の確保に努めた。また、毎月の安全パトロールや管理者・経営者による施設パトロールを実施し、事故の未然防止に努めた。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークやオンライン会議等を通じた人流削減や、共有部のボタンや扉の取手に抗菌シートを貼付する等の対策に積極的に取り組み、クラスターの発生を未然に防いだ。
4	<p>更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ターミナル施設は平成8年4月の供用開始から約25年が経過していることから、施設・設備の老朽化が進んでおり、ターミナル機能を維持し、適正なサービスを提供するために、計画的な維持補修を市と協議し、進めていく必要がある。 ○ 設備の老朽化に対応し、安定的にサービスを提供していくため、市においてGC（ガントリークレーン）やRMG（レールマウント式ガントリークレーン）の更新等大規模な補修を行っていく必要があることから、市や利用者等と密に調整を図りながら荷役作業への影響を最小限に抑える必要がある。 ○ 新たに整備されるバン・シャーシプールについて、次期指定管理期間から指定管理者が管理運営を担うことから、市及びターミナルオペレーターを含めた利用者と密に連携を図り、供用開始に合わせて安全かつ円滑なターミナル運営を行っていく必要がある。 ○ カーボンニュートラル等の新たな社会課題に対応するとともに、各種承認料金について毎年適切に分析した上で、より利用促進及びサービス向上に資する制度の構築が必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	<p>所管課による適切なマネジメントは行われたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回、ターミナルで開催する定例会議において、モニタリングシート等を活用し、指定管理業務の進捗状況や運営課題の把握、業務改善のための意見交換と指導を行っている。また、業務日報等により日頃の運営状況を確認するなど、適切なマネジメントがなされている。 ○ 定例会議以外においても随時ターミナルを訪問し、施設の利用状況や業務の実施状況等を所管課職員が確認し、必要に応じて指導、助言を行っている。
2	<p>制度活用による効果はあったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者がターミナルに常駐することにより、利用者からの意見・要望を的確に把握することが可能となった。その上で市と十分な連絡調整を行い、ターミナルの利便性の向上が図られた。また、事故発生時には、直ちに事故状況の確認に向かうなど初動対応が行われ、市を含めた関係者に対しての報告も迅速に行われた。 ○ 施設の老朽化に伴う補修件数の増加に対しては、施設・設備に異常が認められた場合に、いずれも迅速かつ適正に補修を実施しており、施設の利便性及び安全性の確保を図り、安定したサービスの提供を行った。 ○ 市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携しつつ、蔵置能力に合わせたポートセールスを積極的に展開した結果、新型コロナウイルス感染症による厳しい世界情勢においても、外内航の定期航路網を維持した。 ○ 市や関係者などで構成するターミナルの課題を検討する諸会議に積極的に参加し、今後の施設整備のあり方等について指定管理者の立場から情報提供や意見提案が行われた。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝ゲートオープンについて、令和3年度からゲート関連施設の料金を減額するインセンティブを設けることにより、より一層利用者のゲートオープン時間延長を促し、ゲート前渋滞の緩和や車両の回転率の向上に繋げた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在整備中のコンテナ関連施設は、コンテナターミナルを補完する機能を有しており、効率的・効果的に管理運営を行うためには、コンテナターミナルと一体的に管理運営を行う必要があることから、施設整備後、供用開始する施設から順次指定管理対象施設に含める必要がある。 ○ 施設の老朽化への対応や電気料の上昇などの経費が増大していることから、指定管理者によるセールス活動を促し、利用を促進する必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎港コンテナターミナルの管理運営については、現在港湾運営会社制度を活用した指定管理者制度を導入している。 ○ 港湾運営会社制度とは、平成23年3月の港湾法改正により創設された制度であり、民の視点を導入し港湾運営の効率化を図ることが目的とされている。この制度の下、国から指定を受けた港湾運営会社は、国や市から行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる。 ○ 平成26年度から指定管理者制度を導入しており、国から川崎港の特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭(株)が指定管理者となり管理運営を行った。平成28年度からは、国から京浜港の港湾運営会社の指定を受けた横浜川崎国際港湾(株)と、指定管理者としての運営実績があり、川崎港の特性を踏まえた取組の推進が期待される川崎臨港倉庫埠頭(株)により結成された共同事業体が指定管理者となり管理運営を行い、現在に至っている。 ○ 令和5年度以降当面の間想定されるコンテナ取扱貨物量の水準に鑑みて、指定管理者制度を継続し、市と指定管理者が連携しながら着実にコンテナ取扱貨物量の増加を図っていくことが望ましい。

4. 今後の事業運営方針について

<ul style="list-style-type: none"> ○ 今期の指定管理期間を2年間（令和3年度～令和4年度）とした理由は、令和2年度の指定管理更新時では、新規コンテナ関連施設のレイアウトや工事手法を検討中であり、管理運営を行う上での正確な収支の見通しが立てられないことから、一定程度の工事の進捗が想定される令和4年度に新規コンテナ関連施設を指定管理業務の対象施設とした上で更新手続きを行い、令和5年度から指定管理者による一体的な管理運営を開始するためである。 ○ 今期の共同事業体による指定管理においては、前述のとおり、横浜川崎国際港湾(株)と川崎臨港倉庫埠頭(株)のそれぞれの会社が持つノウハウを生かした管理運営が行われ、利用者の安全性及び利便性の確保、向上が図られるとともに、効果的なポートセールス活動が行われ、コンテナ取扱貨物量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は前年度を下回ったが、中長期的に見れば、概ね堅調に推移している。当該施設の管理運営については、今後とも利用者の安全性及び利便性を確保しながら、さらなるコンテナ取扱貨物量の増加を図るため、老朽化の進む施設の状況や利用者の要望等を迅速かつ的確に把握し、対応を行うとともに、効果的なポートセールス活動を積極的に行うことが求められる。

○ 当該ターミナルにおいては、官民の港湾関係者により構成される川崎港戦略港湾推進協議会が、令和2年度に掲げた目標「令和7年度までに年間コンテナ取扱貨物量20万 TEU 達成」に向け、ターミナル外の施設整備も含めた蔵置能力の向上、荷主サービスの向上が必要となっている。そのため、市において、ターミナルの隣接地にバンプールやシャーシープールといったターミナルを補完する機能を有するコンテナ関連施設を整備し、令和4年度中に一部供用を開始し、令和5年10月に全部供用することを予定している。また、コンテナ関連施設の供用開始による貨物量の増加に伴うターミナル内及び周辺道路の混雑緩和のため、新規ゲートの整備や車両待機レーンの整備を行う。

当該コンテナ関連施設は、ターミナルを補完する機能を有していることから効率的・効果的に管理運営を行うためには、ターミナルと一体的に指定管理者制度を活用することが望ましい。

○ ターミナルの効率的・効果的な運営には、岸壁とコンテナヤードが一体的に運営される必要があり、京浜港の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾㈱は、川崎港を含む京浜港において、国有財産である岸壁の貸付を受けることができる唯一の港湾運営会社であり、横浜川崎国際港湾㈱が国に認定された運営計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから、令和8年度以降は国有財産である岸壁の貸付を受ける担保が取れない。また、官民が掲げた目標「令和7年度までに年間コンテナ取扱貨物量20万 TEU 達成」と、次期指定管理期間とを合わせることで、目標達成に向けた効率的・効果的な管理運営を図ることができる。

○ これらのことから、令和5年度以降の指定管理期間においては、指定管理対象範囲を拡大し、コンテナ関連施設を指定管理業務の対象施設とするとともに、令和5年度から令和7年度の3年間とし、引き続き、専門性の高い港湾運営のノウハウを有した指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。